

## 免税軽油制度の継続を求める意見書

課税免除の特例措置（以下「免税軽油制度」）は、船舶、鉄道、農林業、製造業など道路を走らない機械燃料の軽油にかかる軽油引取税（10あたり32円10銭）を申請により免除するものである。これまでも郡上市のスキー場産業をはじめ、農林業など様々な産業の経営に貢献しているが、平成30年3月末をもって廃止される状況にある。

とりわけ、本市の冬季の重要な柱であるスキー・スノーボード等の観光産業では、スキー場ゲレンデ整備車、降雪機などに使う軽油がこの免税軽油制度の対象となっており、経営が厳しい中で安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するためには必要不可欠な措置である。

また、木材の生産はもとより、水源の涵養や生物多様性の保全、地球温暖化防止などの公益的機能を有する森林が面積の9割を占める本市においては、平成28年3月にも「免税軽油制度における林業者の対象制限の緩和を求める意見書」を提出したところである。

今後この免税軽油制度が廃止されると、本市のような中山間地域の産業の柱であるスキー・スノーボード等の冬季観光産業や農林業などの経営は大きな負担増を強いられ、今でさえ経営が困難な観光産業、農林業がますます深刻な状況になることは避けられず、地域経済に計り知れない影響を与えることとなる。

よって、国においては、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、現行の免税軽油制度を平成30年4月以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

岐阜県郡上市議会

(提出先)

内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣 国土交通大臣  
衆議院議長 参議院議長